

令和8年度鶴岡市外国人労働者住宅整備支援補助金交付要綱

令和8年4月1日
鶴岡市告示第187号

1 目的及び交付

市長は、本市の事業所に従事する外国人労働者のための住宅整備を支援することで、円滑な受入れ、人手不足の軽減に寄与するため、市内の中小企業者、社会福祉法人若しくは医療法人（以下「中小企業者等」という。）が行う住宅改装等の事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。
- (3) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。
- (4) 技能実習 出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第一の二の表において定める「技能実習」の在留資格を持って在留する外国人を受け入れることをいう。
- (5) 育成就労 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年6月21日法律第60号）別表第一の二の表において定める「育成就労」の在留資格を持って在留する外国人を受け入れることをいう。
- (6) 特定技能 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表において定める「特定技能」の在留資格を持って在留する外国人を受け入れることをいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、市内において技能実習、育成就労又は特定技能を予定する中小企業者等とする。

4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、中小企業者等が技能実習、育成就労又は特定技能によって従事する外国人労働者のために実施する住宅改装事業とする。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、住宅の改装に要する改修費とする。ただし、同一の経費について、国、県、市町村等から他の補助金等の交付を受けているものを除く。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

7 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 技能実習計画別記様式第1号の写し（技能実習の場合）
- (2) 育成就労の際の住宅の情報が分かる書類の写し（育成就労の場合）
- (3) 在留資格変更許可申請書別記様式第3号の写し（特定技能の場合）
- (4) 改装する住宅の図面

- (5) 改修費が分かる見積書等
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 8 軽微な変更
 - 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。
- 9 実績報告書
 - 実績報告書の提出期限は、当該事業の完了後30日を経過する日とする。
- 10 帳簿等の保管
 - 規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期限は令和13年度の末日までとする。
- 11 その他
 - この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。